

DocuSign 製品加入者サービス利用約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>1. 当社は、改訂日の1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができる。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は<u>申込者</u>の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本約款を変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>1. 当社は、改訂日の1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本約款を変更することができる。ただし、本約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は<u>加入者</u>の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本約款を変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>第6条（損害賠償）</p> <p>当社が本契約の履行に関連して当社の故意又は過失により、加入者に損害を与えた場合には、加入者が直接かつ現実に被った損害に限り、当社に損害賠償請求をすることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>第6条（損害賠償）</p> <p><u>1.</u> 当社が本契約の履行に関連して当社の故意又は過失により、加入者に損害を与えた場合には、加入者が直接かつ現実に被った<u>通常の</u>損害に限り、当社に損害賠償請求をすることができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>第10条（解除、期限の利益喪失）</p> <p>1. 加入者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。なお、本項による本契約又は個別契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(6) <u>解散、会社分割、事業譲渡(全部又は重要な一部の譲渡に限る)又は合併の決議をしたとき</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>第10条（解除、期限の利益喪失）</p> <p>1. 加入者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができる。なお、本項による本契約又は個別契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(6) 解散の決議をしたとき</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第13条（通知）</p> <p><u>1. 加入者は、以下の各号のいずれかの加入者登録情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を当社に提出するものとする。</u></p> <p><u>(1) 商号又は名称</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>(2) 住所</u> <u>(3) 電子メールアドレス</u> <u>(4) 電話番号</u> 2. <u>当社が、加入者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされるものとする。</u> 3. <u>加入者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができないものとする。</u></p>
<p><u>第13条</u> (残存条項) 本契約における第6条 (損害賠償)、第7条 (権利義務の譲渡禁止)、第8条 (秘密保持)、第9条 (反社会的勢力の排除) 第2項、第10条 (解除、期限の利益喪失) 第2項及び第3項、第12条 (本契約の終了) 第3項、本条、<u>第14条</u> (準拠法) 及び<u>第15条</u> (管轄裁判所) の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。</p>	<p><u>第14条</u> (残存条項) 本契約における第6条 (損害賠償)、第7条 (権利義務の譲渡禁止)、第8条 (秘密保持)、第9条 (反社会的勢力の排除) 第2項、第10条 (解除、期限の利益喪失) 第2項及び第3項、第12条 (本契約の終了) 第3項、本条、<u>第15条</u> (準拠法) 及び<u>第16条</u> (管轄裁判所) の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。</p>
<p><u>第14条</u> (準拠法) <u>第15条</u> (管轄裁判所)</p>	<p><u>第15条</u> (準拠法) <u>第16条</u> (管轄裁判所)</p>
<p>2020年12月7日制定 2021年9月15日改訂</p>	<p>2020年12月7日制定 2021年9月15日改訂 <u>2021年12月26日改訂</u></p>

以上